総合的対応策の進捗状況について

【目次】

・ ロン・2 外国人受入環境整備交付金の概要(法務省)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
生活・就労ガイドブック(仮)について(法務省)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
「日本語教育機関の告示基準」及び「適正校・非適正校選定基準」の見直し(案)(法務省)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図る取組に対する地方創生推進交付金による支援 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
住宅確保のための環境整備・支援の進捗状況(国土交通省)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
外国人に対する災害情報の発信に関する今後の取組(内閣府政策統括官(防災)付)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
外国人の円滑な銀行口座開設に向けた取組について(金融庁)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
多文化共生に係る優良な取組の新たな共有手法について(総務省)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
在留外国人による携帯電話の契約及び利用の円滑化について(総務省)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
文部科学省における「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の取組状況(文部科学省)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
外国人受入れ拡大に対応した日本語教育・外国人児童生徒等への教育の充実(文部科学省)・・・・・・・・・・・・・・・・11
高度外国人材活躍推進プラットフォーム(経済産業省)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
外国人起業活動促進事業に関する制度の概要(経済産業省)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
適正な労働環境等の確保(厚生労働省)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
社会保険の加入促進等(厚生労働省)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

外国人受入環境整備交付金について № 1

法務省 Ministry of Justice

法務省入国管理局 平成31年3月22日

窓

平成30年度補正予算 10億円 平成31年度予算案 10億円

我が国に在留する外国人は近年増加(約273万人),国内で働く外国人も急増(約146万人(平成30年10月末現在))

中小企業等の人手不足の深刻化を踏まえ、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とする新たな在留資格を創設

→外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との多文化共生社会の実現に向けた環境整備が必要

〇 平成30年12月25日「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が関係閣僚会議において了承

○ 総合的対応策では、生活者としての外国人を支援する施策として、「行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備」が掲げられており、地方公共団体 が情報提供及び相談を行う一元的な窓口を設置することを支援

目 0 在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達すること

ができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の整備に取り組む地方公共団体を支援

都道府県、指定都市及び外国人が集住する市町村(特別区を含む。)

○ 対象経費 : (1)整備費:新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費

(2) 運営費:一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費(案)

交付額:(1)整備費:必要経費の全額(限度額1千万円)

(2) 運営費:必要経費の2分の1%(限度額1千万円)(案)

※ 運営費の地方負担については、地方交付税措置を講ずることとしている。

※ 平成30年度補正予算においては、整備費の支援。平成31年度予算案においては運営費の支援。

事業イメージ・具体例

- 〇 在留外国人から,在留手続,雇用,医療 福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活 に係る相談を対面又は電話等でワンストッ プで受け付け、適切な情報提供及び関係機 関への取次ぎを行う。
- ⇒ 例えば、上記事業の実施のため、
 - 相談カウンターなどの備品の設置. 多言語化に対応する翻訳機の導入
 - 多言語で相談を行うことができる相 談員の配置

など整備・運営に必要な経費を支援する。

事業スキーム 在留手続 申請 都道府県 出入国在留管理庁 整備 一元的相談窓口 交付 運営 雇用 指定都市 (民間事業者に委託等) 法務省 集住市町村 医療 実績報告 (111団体) 福祉 相談 情報提供 出産・子育て・ 在留外国人等 子供の教育

交付金の申請状況

整備費 : 平成31年2月13日から3月15日まで公募を実施 → 37の地方公共団体が申請(今後の公募については調整中)

運営費 : 平成31年3月1日から同20日まで公募を実施 → 50(3月20日12:00時点)の地方公共団体が申請(今後の公募については調整中)

既

〇 我が国に在留する外国人は近年増加(約273万人(平成30年12月末現在)),国内で働く外国人も急増(約146万人(平成30年10月末現在))

- 中小企業等の人手不足の深刻化を踏まえ、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とする新たな在留資格を創設 →外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との多文化共生社会の実現に向けた環境整備が必要
- 〇 平成30年12月25日「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が関係閣僚会議了承
- 〇 総合的対応策では、生活者としての外国人を支援する施策として、「行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備」が掲げられており、安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報について「生活・就労ガイドブック(仮)」を政府横断的に作成

- 外国人が必要とする詳細な基礎的情報を 発信
- 周知方法:ポータルサイトにおいて発信

- 〇 電子版の簡略版(内容を集約し, 絵図等を用いて, コンパクトで分かりやすい形に)
- 配布方法:在外公館,在日外国公館,空港.地方公共団体,企業,学校等で配布

- 入国・在留手続
- ▶ 市町村での手続
- ▶ 雇用・労働
- ▶ 出産・子育て
- ▶ 教育
- ▶ 医療
- ▶ 年金・福祉
- ▶ 税金
- ▶ 交通
- 緊急・災害
- ▶ 住居
- ▶ 日常生活
- ▶ 困ったときの 問合せ先



ガイドブックにより 期待される効果

- ・<u>外国人が来日前に、日本のルー</u> ルや制度の概要を把握
- ・<u>地方公共団体をはじめとする外</u> 国人を支援する方が必要な情報 に容易にアクセス
- ・外国人が安心・安全に暮らせる 生活環境の確保に寄与



多文化共生社会の実現に寄与

今後のスケジュール

- ・平成31年4月、電子版(日本語、英語)をポータルサイトに掲載し、順次、冊子版を作成・配布
- 11か国語をめどに、多言語化(やさしい日本語を含む)

「日本語教育機関の告示基準」及び「適正校・非適正校選定基準」の見直し(案)



法務省 Ministry of Justice

総合的対応策

平成31年3月18日作成

【施策番号56】「日本語教育機関の告示基準」(以下「告示基準」という。)に存在する告示からの抹消の基準である<u>全生徒の出席率</u>, 生徒に占める不法残留者等の割合等の基準を厳格化するとともに,<u>留学生の日本語能力に係る試験の合格率等に</u> よる厳格な数値基準を導入</u>する。

【施策番号57】 <u>告示基準適合性に係る定期的な点検及び地方入国管理局に対する報告</u>を新たに日本語教育機関に義務付ける。 法務省は引き続き告示しておくことが適当でないと判断した場合は、<u>必要な指導を行い、なおも改善がみられない場合等において、告示から抹消</u>する。

【施策番号58】教育の質の確保及び留学生の在籍管理の徹底のため、<u>留学生の日本語能力に係る試験の結果等の地方入国管理局に対する報告及び公表</u>を義務付けるとともに、<u>日本語教育機関の適正性判断に係る選定基準を見直す</u>。 【施策番号59】告示抹消基準等の適用に当たっては<u>出席率をICTによる記録に基づき審査するなどし、その適正性について的確な</u>判断を行う。

司法制度調査会提言

外国人留学生の資格外活動(週28時間)については,稼働時間等許可された内容で資格外活動を行っているかについて法務省が確実に把握できることが必要である。そのため,<mark>留学生が在籍する教育機関から法務省に資格外活動の実施状況を報告する等の方</mark> <u>策を検討する</u>。

今後の対応

総合的対応策における施策及び司法制度調査会提言を踏まえ、文部科学省等の関係省庁と調整を経て、告示基準適合性に関する定期的な点検・報告に係る規定や教育の質を確保するために日本語の習得度に係る規定を新設する一方で、適正校・非適正校の選定結果を活用した抹消基準を新設する方向で「日本語教育機関の告示基準」の改正案の策定作業を進めているところ、速やかにパブリックコメントを開始し、その結果を踏まえ改正された「日本語教育機関の告示基準」を公表予定。

参考

- ・「<u>日本語教育機関の告示基準</u>」とは、「留学」の在留資格で在留する外国人を受け入れることができる日本語教育機関を告示する際の基準を定めたものであり、告示から抹消された場合、新たな留学生の受入れができなくなる。
- ・ <u>教育機関の在籍管理の適正性</u>について,不法残留者割合等の基準により,適正校·非適正校を選定。
- 非適正校の学生は、最長の在留期間が許可されないほか、申請時における提出資料の緩和措置等がない。
 - ※ 現在は、前年の不法残留者/前年1月末在籍者=5%超のときは非適正校となる。

地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図る取組に対する地方創生推進交付金による支援

1 概要

新たな在留資格が創設されたことを踏まえ、大都市圏その他の特定の地域に外国人が過度に集中することなく、 地域の人手不足に的確に対応し、地域の持続的発展につなげていく必要がある。このため、地域住民と外国人材 の交流を促進する事業、新たな在留資格に基づく外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ 等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図る、<u>地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組につい</u> て、地方創生推進交付金により積極的に支援する。

2 交付先

地方公共団体

3 平成31年度予算額(案)

1,000億円の内数(補助率:1/2)

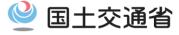
4 支援対象となりうる事業例

日本人住民や地域企業に対する環境整備を目的として実施する、コミュニティ形成支援や地域企業への就労促 進等を含む事業のうち、地方創生の観点から総合的に行う事業

(平成31年度地方創生推進交付金については、現在審査中であり、平成31年度予算成立後に採択事業を公表 予定)

※「地方版総合戦略に位置づけられている」等の要件を満たすことが必要

住宅確保のための環境整備・支援の進捗状況



住宅の確保のための環境整備については、受入企業の責務として、適切な住居の確保又はそれに係る支援をすることを関係省令や運用要領に規定し、その周知を図るほか、国土交通省において、以下の取組を実施。

賃貸人(大家)向けの取組

- ○外国人材入居受入れの実務に係る賃貸人向けの ガイドブックの作成
- →不動産関係団体において、外国人材入居受入れの実務 に係るガイドブックを平成31年4月目処で発行予定。
- ○「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」等 の周知
- →不動産関係団体において、外国語版の賃貸住宅標準 契約書等(8カ国語)を含むガイドライン等の周知、 無料相談を実施中。
- ※不動産関係団体に対し、平成30年12月25日付で上記を 要請する通知を発出。

新たな住宅セーフティネット制度に係る取組

- ○セーフティネット住宅の登録や住宅情報の提供
- →登録等を促進するため、全国9都市で国による説明会を開催。 あわせて登録された住宅の情報について、「セーフティネット 住宅情報提供システム」において随時情報提供。
- ○居住支援や家賃債務保証の取組の促進
- →居住支援協議会、登録家賃債務保証業者等に対し平成30年12 月25日付で外国人の受入れへの協力を要請する通知を発出。
- →国土交通省HPにおいて、外国語対応の可能な登録家賃債務 保証業者について、対応言語、サービス内容等の情報を掲載。
- ※多文化共生総合相談ワンストップセンター等が設立された際 には、法務省と連名で居住支援協議会等との連携を要請予定。

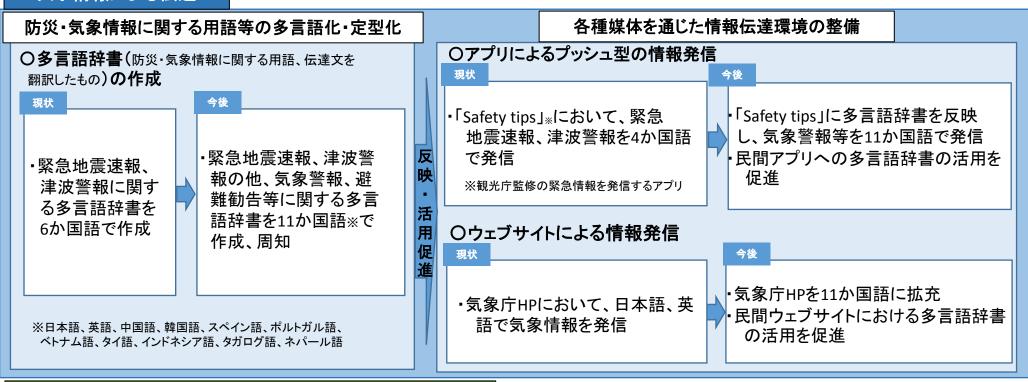
公営住宅・UR賃貸住宅に係る取組

- ○地方公共団体に対し、公営住宅に関して在留資格を持つ外国人も日本人と同様に入居を認めるよう、平成30年12月25日付で通知を発出。
- ○都市再生機構の賃貸住宅について、外国人の居住者が多い団地で実施されている外国人との共生の取組を引き続き推進。

外国人に対する災害情報の発信に関する今後の取組

文字情報による伝達

(「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(H30.12.25関係閣僚会議決定)」に基づく取組)



直感的に危険性を認識できる情報(図・音)による伝達

〇気象庁HPにおける危険度分布

現壮

・気象庁HPにおいて、大雨、洪水、土砂災害の危険度を 色分けで示した地図を提供

OJアラートによるアラーム音

現状

緊急地震速報、津波警報について、アラーム音で伝達

今後

- ・色に応じた危険度レベル(数字)の設定等、表示方法の改善
- ・民間アプリ等への積極展開

今後

緊急地震速報や津波警報以外の警報等に係るアラーム音の在り 方を検討

施策の周知・普及

○上記施策について、地方入国管理官署、地方公共団体の各種窓口等を通じて周知・普及促進

外国人の円滑な銀行口座開設に向けた取組について

進捗状況

外国人材に対する金融サービスの利便性の向上に向けて、以下のような対応を取るよう、本 年1月、業界団体に要請文を発出。

- 新たな在留資格を有する外国人や技能実習生が、居住者としての口座など利便性に配慮した口座を円滑に開設できるようにする。
- 多言語対応の充実や口座開設に当たっての在留カードによる本人確認等の手続の明確 化など、銀行取引における外国人の利便性向上に向けた取組を行う。
- ・ 口座開設手続等について、パンフレットの配布等を通じて外国人向けに積極的に周知するとともに、ガイドラインや規定等の整備に取り組む。
- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に留意する。

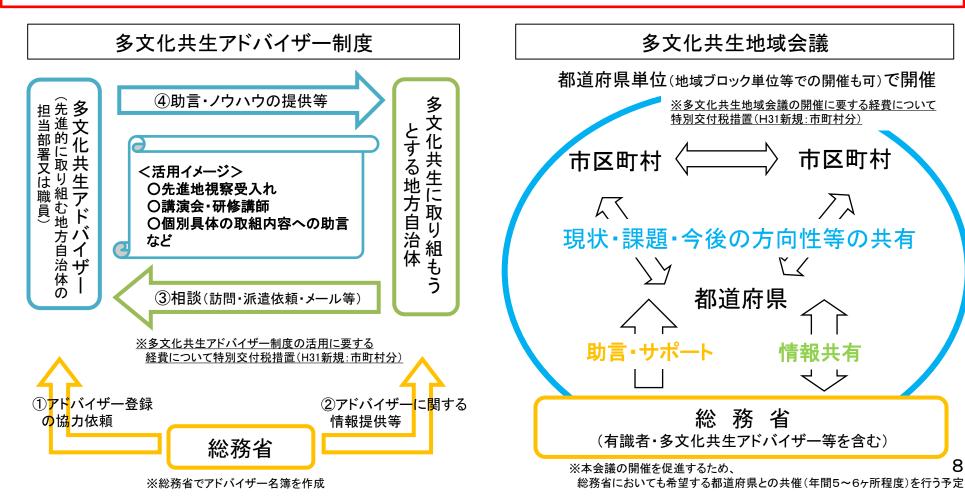
今後の予定

- 外国人の口座開設時や滞在中、帰国時の顧客管理について留意すべき点や対応事例等を、全銀協において3月中に取りまとめる予定。取りまとめたものについて、金融機関に展開し、実践させていく。
- アンケートやヒアリングを通じて、金融機関における取組みについてフォローアップしていく。

多文化共生に係る優良な取組の新たな共有手法について



- 在留外国人の増加や多国籍化に伴い、地方自治体において多文化共生の推進がますます重要 な課題となっている。
- 先進的な地方自治体の取組事例を横展開し、全国的に市区町村レベルでの取組を一層加速 させていくため、以下の施策等により、地域における多文化共生施策の更なる推進を図る。



在留外国人による携帯電話の契約及び利用の円滑化について

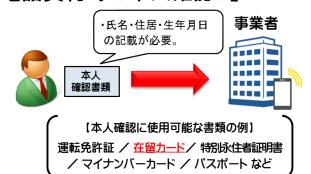
総合対策に盛り込まれた施策内容

□「在留外国人による携帯電話の契約及び利用の円滑化等の観点から、携帯電話事業者等に対し、日本語の話せない外国人が一律に契約を阻害されることのないよう、多言語対応に向けた取組を一層推進するよう業界団体を通じて要請するとともに、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底に取り組む。」《施策番号47》

【多言語対応の例】

- 外国語での問い合わせに対応する電話窓口の設置
- ・ 外国人顧客が多い地域における外国語スタッフの配置
- ・ 多言語による商品カタログ等の作成とHP上での公開

【携帯電話契約時の本人確認※】



※携帯電話不正利用防止法により規定

施策の進捗状況

□ これまでに携帯電話事業者・業界団体等に対しヒアリングを実施し、在留外国人の携帯電話の契約及び利用等における多言語対応及び本人確認手続について現状を把握。

今後の取組

□ 3月末を目途に、携帯電話事業者等に対し、<u>多言語対応に向けた取組を一層推進するよう、業界団体を通じて要請</u>する。その際、<u>在留カードによる本人確認が可能である旨についても周知</u>する。

文部科学省における「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の取組状況



文部科学省



平成31年3月22日

1. 日本語教育の充実等

【標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開】

○「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」(新規)等について、2019 年度予算成立後の早期実施に向け準備中

【日本語教育を担う人材育成】

○文化審議会国語分科会において、「日本語教育人材の養成・研修の在り方 について(報告)」を3月に改定。前回報告で示した日本語教師の一般的な 養成・研修の在り方に加え、就労者・難民等に対する日本語教師や海 外に赴く日本語教師の研修の在り方を追加

〇改定を受け、日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業の早 期実施に向け準備中

【日本語教師のスキルを証明する資格整備】

○文化審議会国語分科会において、審議経過の概要として「日本語教師の日 本語教育能力の判定に関する基本的な考え方」を3月に整理し、日本語教 師の「資格」の制度設計に当たっての考え方(対象者の範囲、判定の仕組み、 試験内容等)を示した

【多様な学習形態のニーズへの対応】

- ○放送大学において、日本語入門講座「Nihongo starter」のオンライン配信を3 月より開始
- ○夜間中学の設置促進に向け、都道府県教委に対して説明会を2月に開催 (東京、大阪)

【日本語教育機関の質の向上】

〇法務省において、日本語教育機関の告示基準改正に向けて準備中。文部科 学省では、有識者会議を開催し、日本語能力に係る試験の合格率等による 数値基準について検討を進めた

2. 外国人児童生徒の教育等の充実

【地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備等】

〇日本語指導者や母語支援員等の配置、多言語システム等のICTの整備、高 校生等のキャリア教育の支援のため、「帰国・外国人児童生徒等に対するき め細かな支援事業」等について、2019年度予算成立後の早期実施に向け準

【教員等の資質能力の向上】

○外国人児童生徒等教育を担う教員等の研修のための「モデル・プログラム」を 開発済み。同プログラムの普及を図るため、独立行政法人教職員支援機構等 が6月に実施予定の「外国人児童生徒に対する日本語指導指導者養成研修」 において、同プログラムの活用方法に係る講義・演習を実施するべく準備中

【外国人の子供の就学機会の確保】

○外国人児童生徒の就学機会が適切に確保されるよう各地方公共団体への通 知を発出(3月15日)するとともに、全国的な就学実態の把握に向けた調査を 実施するために検討中

〇「外国人児童生徒受入れの手引き」を改訂中(3月中予定)

3. 留学生の就職等の支援

【留学生の就職率の公表要請】

〇外国人留学生への就職支援を促すため、1月に大学への説明会におい て、各大学の留学生の就職率の開示・公表について周知し、検討要請。

○通知により大学に対し開示・公表を依頼予定(3月中予定)

【奨学金の優先配分】

〇2019年度からの就職支援の取組や就職状況に応じた教育機関に対する 奨学金の優先配分の実施に向け、把握した各学校の取組状況に基づき 配分の準備中

上記に加えて、浮島文部科学副大臣を座長とする「外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム」を1月に設置し、更なる対応策の具体化・推進

に向けた検討を進めているところ。(6月取りまとめ予定)

【第1回(1月16日)】現状の取組・検討事項、2019年度予算の効果的な実施 【第3回(2月19日)】有識者ヒアリング(外国人子供への日本語教育、外国人高校生支援、夜間中学)等 【第2回(1月25日)】学校視察(大阪市) 【第4回(3月13日)】有識者ヒアリング(障害のある外国人児童生徒等への教育、不就学の実態把握)等

参考

外国人受入れ拡大に対応した日本語教育・外国人児童生徒等への教育の充実^{2019年度予算額(案)}

(前年度予算額

486百万円)

1,353百万円

■この10年で、小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数(2016年:4.4万人(1.8万人増))及びそれ以外の国内の日本語学習 者数(2017年:24万人(7.6万人増))は大幅に増加。

■こうした状況に加えて、深刻な人手不足を踏まえ、入管法等が改正され、新たな在留資格「特定技能」が創設(2019年4月施行)。

(文化庁委託事業による

■外国人の受入れ拡大に向け、外国人が教育・就労・生活の場で円滑にコミュニケーションできる環境を整備するため、日本語教育・外国人児童生徒等 に向けた教育の充実を図る。

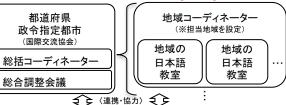
I.生活者としての外国人に対する日本語教育の充実

2019年度予算額(案) 804百万円 (前年度予算額 221百万円)

(1) 外国人に対する日本語教育機会の提供

○地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進 497百万円 (新規)

・都道府県・政令指定都市が、 関係機関等と有機的に連携し つつ行う、日本語教育環境を 強化するための総合的な体制 づくりを推進する。



○日本語教室空白地域解消の推進等

関係機関・団体等

140百万円(50百万円)

・日本語教室の開設されていない市区町村に住む外国人のため、日本語教育の ノウハウを有していない自治体を対象としたアドバイザーの派遣、インター ネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)の開発等を実施。

○日本語教育の先進的取組に対する支援等 90百万円(128百万円)

・NPO法人や公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や広域的活動に伴 う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施。

(2)日本語教育人材の確保等

- ○日本語教育人材の質の向上 63百万円(28百万円)
- ・文化審議会国語分科会がとりまとめた「日本語教育人材の

養成・研修における教育内容 | 等の普及のため、大学や日 本語教育機関等の行う養成・研修カリキュラムの開発等を支援。

○**日本語教育のための基盤的取組の充実** 14百万円(15百万円)

・①日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)の運用、②日本語教育関係者 が情報共有等を行う日本語教育大会等の開催、 ③調査研究の実施。

Ⅱ.外国人児童生徒等への教育の充実

2019年度予算額(案) 549百万円 (前年度予算額 265百万円)

(1) 共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等の教育の充実

- ○日本語の指導を含むきめ細かな支援の充実 289百万円(168百万円)
- ・日本語指導補助者や母語支援員の活用による指導体制の構築など、自治体が 公立学校で行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を行う。
- ○多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実 20百万円(新規)
- ・きめ細かな就学相談や充実した日本語指導を実施するため、多言語翻訳シス テム等ICTを活用した支援を行う。
- ○教員等の資質能力の向上 12百万円(12百万円)
- ・外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るために、教育委 員会・大学等が実施すべき研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」を 開発・普及する。
- ○外国人高校生等に対するキャリア教育等の充実 100百万円 (新規)
- ・高校やNPO等が中心となり、企業やボランティアなどの地域の関係団体等と 連携し、外国人の高校生等に対する包括的な支援を行う取組を支援。

(2) 外国人に向けた漏れのない教育機会の提供

○定住外国人の子供の就学促進事業 80百万円(43百万円)

- ・日本語の基礎的な学習機会等を提供し、公立学校等への就学に 必要な支援を学校外において実施する自治体を補助。
- ○**夜間中学における就学機会の提供推進** 46百万円(36百万円)
- ・夜間中学に通う生徒の約8割が外国籍の者であること等を踏まえ、夜間中学の設置 促進と、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るための調査研 究等を行う。

【関連施策】外国人留学生の国内就職支援

- ・ 留学生就職促進プログラム 370百万円 (362百万円)
- ・ 専修学校グローバル化対応推進支援事業 196百万円(195百万円)
- ・日本留学海外拠点連携推進事業 450百万円 (310百万円)



高度外国人材活躍推進プラットフォーム

- 関係省庁の連携の下、**施策・セミナー等の情報を網羅的にJETROに集約**し、各都道府県の JETRO事務所が地域の中堅・中小企業への**きめ細かな情報提供・支援**を実施。
- 2018年12月25日にポータルサイト開設。
- 2019年4月より、専門家による伴走型支援を開始。
- 2019年4月より、ポータルサイトに英語版ページ開設、高度外国人材の採用に関心がある企業情報の掲載開始。7月より、日本での就労を希望する留学生の在籍大学情報の掲載開始。

関係省庁連絡会議の開催(平成30年7月13日、12月19日) 内閣官房、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省等がメンバー

情報提供

高度外国人材活躍推進プラットフォーム(事務局: JETRO)

①ポータルサイトでの情報提供・ 問合せへのワンストップ対応

②ジョブフェア・セミナー機会の提供

③専門家による伴走型支援



各都道府県のJETROが きめ細かく支援

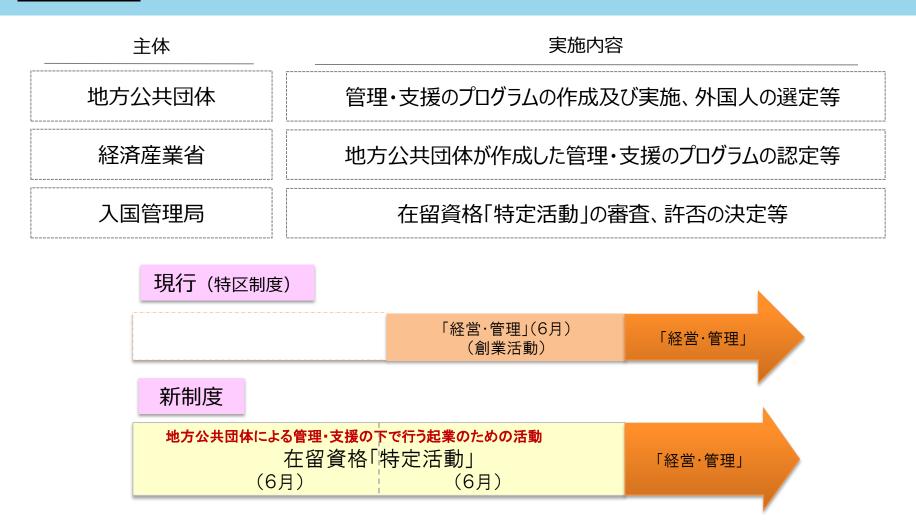
地域の中堅・中小企業



『高度外国人材を採用したいが どうすればよいかわからない』

外国人起業活動促進事業に関する制度の概要

- 外国人起業家の呼び込みに向けて、経済産業省の定める告示に沿って地方公共団体から起業支援を受ける <u>外国人起業家に対し、最長1年間の入国・在留を認める制度を、法務省とともに開始</u>。
- 地方公共団体の管理・支援プログラムを経産大臣が認定、入管局が在留資格を付与。2019年1月28日に、 福岡市を認定。



適正な労働環境等の確保

1 現状認識・課題

○ 外国人労働者についても、日本人労働者の場合と同様、適正な労働条件等の確保が極めて 重要であるが、外国人労働者は、日本の労働関係法令等に関する知識が十分でない場合も少 なくなく、そのこともあって、労働条件等に関する問題が生じやすいといえる。

2 具体的施策

- ① 労働基準監督署において、事業主に対する労働基準関係法令の遵守に向けた周知を行うとともに、法令違反が認められた場合には厳正な対処を徹底する。また、ハローワークにおいても、事業主に対し、外国人の雇用状況届出制度や雇用管理指針の周知・啓発、適正な雇用管理のための相談・指導等に取り組む。(※) さらに、外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保のため、必要な体制整備を図る。
- ② 安全衛生対策については、外国人労働者向けの外国語による安全衛生教材や外国人労働者 を雇用する事業主向けの教材の開発を進める。 ほか、視聴覚教材等を活用して安全衛生教育を 実施できるよう事業主を支援するなど、外国人労働者の労働災害の防止対策を充実・強化する。
- ③ 都道府県労働局又は労働基準監督署に設置している「外国人労働者相談コーナー」等について、増設するほか、対応する言語についても、現行の6か国語から8か国語に増やす。
- ④ 賃金の支払方法として、資金移動業者が開設する口座への支払を可能とすることについて、 労働者保護の観点に十分留意しつつ、関係者との協議・検討を行い、結論が得られ次第制度 化する。

[※] 外国人材がその有する能力を有効に発揮できる環境を整備するため、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の見直しを行い、平成31年4月1日から施行予定。

社会保険の加入促進等

1 現状認識·課題

○ 外国人が生活する上で、社会保険は重要なセーフティネットであるが、外国人を雇用している事業所の中には、外国人について社会保険への加入手続を行っていないものが一定程度存在していることから、関係機関が連携してその加入促進を進めていく必要がある。

2 具体的施策

- **法務省から厚生労働省等に対して、**特定技能外国人の氏名・性別・生年月日・住所や帯同家族の情報や受入機関に係る**情報の提供を受け、外国人の社会保険加入促進に取り組む**。
- 地方出入国在留管理局における外国人の在留資格変更·在留期間更新時等において、関係 行政機関が連携を図ることにより、外国人雇用事業所や外国人の社会保険への加入促進に取り組む。具体的には、
 - ✓新たな在留資格による外国人について、特定技能外国人の受入れに関する審査に当たり、 社会保険制度上の義務の履行状況を確認することとし、過去にその納付すべき社会保険 料を一定程度滞納するなどした受入れ機関については受入れを認めない。
 - ✓国民健康保険・国民年金については、保険料を一定程度滞納した者からの在留期間更新 許可申請や在留資格変更許可申請を不許可とする等の対策を講ずる。
 - ⇒上記取組については、**その他の在留資格を有する外国人**についても、**今後、同様の措置を 講ずることを検討**する。
- ※ 医療保険の適正な利用の確保に関しては、健康保険の被扶養認定及び国民年金第3号被保険者の認定において原則として国内居住要件を追加すること等を含む「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案」を平成31年2月15日に閣議決定し、第198回国会に提出したところ。 10